

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	南九州市 子ども医療費給付に関する事務 基礎項目評価書 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南九州市長

## 公表日

令和8年1月28日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費給付に関する事務
②事務の概要	<p>子どもの疾病等の早期発見・早期治療を推進し、子どもの健やかな育成を図るため、高校生(18歳年度末)までの子どもの保険診療による医療費の一部を原則として現物給付方式により支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①受給資格の登録及び変更について、申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務      ②給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び給付金の返還、その返還に係る事実についての審査に関する事務      ③窓口支援システムを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務      ④情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。      ⑤住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費負担医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。      ⑥マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	子ども医療費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項      ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第6号      ③南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する      2) 実施しない      3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第9号      ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則      ・南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得を徹底し、記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーを取得できない場合は、申請者から同意を得たうえで住基から照会を行うようにしている。また、情報照会を行う権限は当該業務担当職員のみに付与され、事務処理手順等については担当者間で共有し、事務処理の正確性を確保している。	

## 9. 監査

実施の有無

[      ]自己点検

[ ○ ]内部監査

[      ]外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[      十分に行っている      ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

[      十分である      ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

団体内統合宛名システム、中間サーバにおいては、事務上必要な情報を照会・表示できる仕様となっており、目的外の入手が行われることは無い。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I-4-②	(情報提供事務) なし	(情報提供事務) なし	事後	番号法の改正
令和6年4月1日	I-5-①部署	福祉課	こども未来課	事後	組織再編による変更
令和6年4月1日	I-5-②所属長の役職名	福祉課長	こども未来課長	事後	組織再編による変更
令和7年4月1日	表紙 評価書名	南九州市 子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	南九州市 子ども医療費給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	制度改正による変更(R7.4.1～)
令和7年4月1日	I-1-①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務	子ども医療費給付に関する事務	事後	制度改正による変更(R7.4.1～)
令和7年4月1日	I-1-②事務の概要	<p>南九州市子ども医療費助成条例の規定に基づき、助成対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金を支給する。</p> <p>なお、市町村民税非課税世帯については、現物給付を行うことができる。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①受給資格の登録及び変更について、申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>②助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び助成金の返還、その返還に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>子どもの疾病等の早期発見・早期治療を推進し、子どもの健やかな育成を図るため、高校生(18歳年度末)までの子どもの保険診療による医療費の一部を原則として現物給付方式により支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①受給資格の登録及び変更について、申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>②給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び給付金の返還、その返還に係る事実についての審査に関する事務</p>	事後	制度改正による変更(R7.4.1～)
令和7年4月1日	I-3法令上の根拠	南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2の項	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</p> <p>②南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2の項</p>	事後	番号法の改正
令和7年11月7日	I-1-②事務の概要	<p>子どもの疾病等の早期発見・早期治療を推進し、子どもの健やかな育成を図るため、高校生(18歳年度末)までの子どもの保険診療による医療費の一部を原則として現物給付方式により支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①受給資格の登録及び変更について、申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>②給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び給付金の返還、その返還に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>子どもの疾病等の早期発見・早期治療を推進し、子どもの健やかな育成を図るため、高校生(18歳年度末)までの子どもの保険診療による医療費の一部を原則として現物給付方式により支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①受給資格の登録及び変更について、申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>②給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び給付金の返還、その返還に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務)</p> <p>①情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>②住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費負担医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。</p> <p>③マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。</p>	事前	
令和7年11月7日	I-1-③システムの名称	子ども医療費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	子ども医療費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年11月7日	I-3法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</p> <p>②南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第6号</p> <p>③南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2の項</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第6号</p> <p>③南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2の項</p>	事前	
令和7年11月7日	I-4-②法令上の根拠	<p>(情報提供事務) なし</p> <p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>・南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2の2の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>・南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2の2の項</li> </ul>	事前	
令和8年1月27日	I-1-③ システムの名称	子ども医療費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)、窓口支援システム	子ども医療費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)、窓口支援システム	事前	